

令和7年度
(2025年度)

定期監査（学校・保育所等）結果報告

高崎市監査委員



第 3 0 2 - 5 号

令和 8 年 2 月 2 日

高崎市長 富 岡 賢 治 様

高崎市議会議長 根 岸 赴 夫 様

高崎市教育委員会教育長 小 林 良 江 様

高崎市監査委員 南 雲 孝 志

同 市 川 克 弘

同 丸 山 和 久

同 時 田 裕 之

令和 7 年度定期監査（学校・保育所等）の結果報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査（学校・保育所等）を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和7年度定期監査（学校・保育所等）は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（学校・保育所等）

第3 監査の期間

令和7年10月10日から令和7年12月23日まで

（実地監査日 令和7年11月19日、21日）

第4 監査の対象

1 福祉部

（1）保育所

倉賀野保育所、箕郷第五保育園、国府保育園、上郊保育園

2 教育委員会教育部

（1）小学校

塚沢小学校、新高尾小学校、東部小学校、乗附小学校、箕輪小学校、
国府小学校、金古南小学校、下室田小学校、里見小学校、下里見小学校、
岩平小学校

（2）中学校

中尾中学校、佐野中学校、群馬南中学校、榛名中学校、吉井西中学校

（3）幼稚園

高崎幼稚園、吉井幼稚園

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

2 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

（2）支出負担行為の時期は適正か。

（3）支払期限は守られているか。

（4）支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

3 物品購入

（1）計画的かつ効率的に行われているか。

- (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
- (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。
- 4 備品等の管理
 - (1) 郵便切手等の出納受払いは適正で、受払簿は整備されているか。
 - (2) 保管の方法は適切か。遊休物品、死蔵物品等はないか。
 - (3) 不用品の処理は適切か。
 - (4) 寄附物品等の寄附受納手続きは適正か。
 - (5) 備品の出納保管状況は財務規則に基づき適正か。
- 5 学校預かり金会計における事務
 - (1) 物品調達時の手続きは適正か。
 - (2) 支払時期や支払方法は適正か。
- 6 災害共済給付制度における事務
 - (1) 事務手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則等に基づき適正か。
 - (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。
- 7 就学援助費における事務
 - (1) 事務手続きは、高崎市就学援助実施要綱等に基づき適正か。
 - (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。
- 8 その他
 - (1) 現金や通帳の保管や点検は、管理体制に基づき適正か。
 - (2) 給食費の取扱いは適正か。
 - (3) 学校施設の開放に関する事務は適正か。
 - (4) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
 - (5) 児童、生徒に対する危機管理は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに現場確認を行った。

また、前回の定期監査（学校・保育所等）での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、是正及び改善を要する事項が見受けられた。そのうち事務処理上の軽微な過誤等で、口頭指導としたものについては、その内容の記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

結果については次のとおりであり、監査結果の区分の内容は次表のとおりである。

1 福祉部

- ・上郊保育園

是正、改善を要する事項は見受けられなかった。

- ・倉賀野保育所、箕郷第五保育園、国府保育園

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

2 教育委員会教育部

- ・塚沢小学校、岩平小学校

是正、改善を要する事項は見受けられなかった。

- ・新高尾小学校、東部小学校、乗附小学校、箕輪小学校、国府小学校、金古南小学校、下室田小学校、里見小学校、下里見小学校、中尾中学校、佐野中学校、群馬南中学校、榛名中学校、吉井西中学校、高崎幼稚園、吉井幼稚園

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

区 分	内 容
指摘事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの</p> <p>① 法令等に違反すると認められるもの</p> <p>② 予算の目的に反していると認められるもの</p> <p>③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの</p> <p>④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの</p> <p>⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの</p> <p>⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>⑦ 前回までの監査において、是正、改善を「指導事項」として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p>
指導事項	<p>① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</p> <p>② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</p> <p>③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>④ 前回までの監査において、是正、改善等を「口頭指導」として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p>
口頭指導	<p>その他事務処理上の単純な誤り等、軽微なもので、是正、改善等を指導するもの</p>